

令和5年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



暇 監 第 1 6 1 号
令和 6 年 2 月 9 日

四條暇市監査委員 谷 真 明

四條暇市監査委員 島 弘 一

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の対象

市民生活部

地域振興課

人権・市民相談課

消費生活センター

市民課

生活環境課

物価高騰対策プロジェクトチーム

農業委員会事務局

田原支所

2 監査の期間

令和5年9月1日から令和6年1月26日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に準拠し適正になされているか、また、監査対象部局が所管する事務事業が、合理的かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点とし、監査対象部局に関係書類及び資料の提出を求め、提出された関係書類及び資料を調査するとともに関係職員から事情を聴取する方法により監査を実施した。

4 監査対象の所掌事務

【市民生活部】

市民生活部の所掌事務は、四條畷市事務分掌条例（昭和45年条例第14号）において、

- (1) 人権啓発に関すること。
- (2) 同和対策に関すること。
- (3) 商工業及び農業に関すること。
- (4) 観光に関すること。
- (5) 消費生活に関すること。
- (6) 自治振興及びコミュニティに関すること。
- (7) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

- (8) 印鑑登録に関する事。
- (9) 住居表示に関する事。
- (10) 一般廃棄物の処理に関する事。
- (11) 防疫に関する事。
- (12) 生活環境に関する事。
- (13) 公害に関する事。

と規定されている。

【農業委員会事務局】

農業委員会事務局の主な所管事務は、四條畷市農業委員会規則（昭和53年農業委員会規則第1号）において、

- (1) 農地の利用関係の調整に関する事。
- (2) 農用地区域内における開発行為の許可等に関する事。
- (3) 農業者年金制度に関する事。
- (4) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)に定められた事項に関する事。

などと規定されており、農業委員会事務局にて事務局事務を行っている。

【田原支所】

田原支所の所管事務は、四條畷市事務分掌条例において、

- (1) 田原地域の行政事務のうち規則で定めるものに関する事。
- (2) 地域交流に関する事。
- (3) グリーンホール田原に関する事。

と規定されている。

5 監査の結果

四條畷市監査基準に準拠して1から3までのとおり監査を実施した限りにおいて、監査対象部局から提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているとともに、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

しかしながら、一部の事務手続において留意すべき、あるいは改善などを要する事項が認められたため、これらについては是正や見直し等を図るよう要請した。

特に、以下の諸点について、さらに調査研究、検討や改善等を要望するものである。

◇地域振興課

○協働のまちづくりの推進について

協働のまちづくりを行政とともに推進する自主的、自立的な活動を行う市民団体が、役員の高齢化やなり手不足等の課題を抱えているため、市として課題を解決する取り組みを行っていくとの報告があった。

今後、高齢化がさらに進み、家族形態等が多様化し、子育ての環境が変化していく中で、高齢者や児童、生徒に対する市民団体の役割は高まっていくと思われることから、福祉部局及び教育部局を含めた協働のまちづくりを行う市民団体との連携強化に努められたい。

◇人権・市民相談課

○DV（ドメスティック・バイオレンス）相談の対応について

本市においてはDV相談を専門とする職員がいないことから、一般職員や人権協会の相談員が相談の対応を行っているため、被害者支援対応への課題があるとの報告があった。

配偶者や恋人など、親密な関係にある者等から振るわれる暴力であるDVは、生活相談の中でもとりわけセンシティブな相談内容であり、相談員の知識や経験、技能が求められる中、本市単独で対応することは困難であると思われる。

本市が一次窓口となり、大阪府女性相談センターや四條畷警察等の被害者救済の支援に取り組む関係各機関と連携して対応にあたる運用の整備をしていくよう努められたい。

◇消費生活センター

○新たな悪質商法等に関する啓発について

インターネット通販によるトラブルや宅配の不在通知を装ったワンクリック詐欺など、消費者相談の内容が複雑多岐にわたる中、消費者がトラブルに巻き込まれることを防止するため、市の広報誌やホームページ等で注意喚起を行っていることや、出前授業等の啓発活動を行っていることが確認できた。

近年は、情報通信技術の急速な発展により高齢者だけでなく、若年層を狙った詐欺も増えていることから、新たな事象に対する消費者保護につながる効果的な情報発信や啓発活動の方法について、調査研究に努められたい。

◇市民課

○マイナンバーカードの再発行手続きについて

2024年12月2日までに各種健康保険証が原則廃止され、今後マイナンバーカードを健康保険証（以下「マイナ保険証」という。）として利用する機会が増加していくと思われる中、マイナンバーカードを紛失・汚損した場合は、再発行の申請から受領するまで現在は、約1か月程度の期間を要するとの報告があった。

各種健康保険証が廃止され、マイナ保険証が本格的に稼働し始めると再発行等に時間を要することで被保険者に大きな影響が出ることが予測される。

今後の本格的なマイナ保険証の稼働に向けて、国の施策の動向を注視し、被保険者の負担にならないよう迅速な事務処理を行うよう、関係機関との連携等に努められたい。

◇生活環境課

○空き家や空き地の適正管理について

空き家や空き地の所有者に対して、適正管理に関する依頼文書を、関係条例の規定の抜粋及び植木の剪定等を行う市内業者の一覧を付して送付することで対応を行っているが、所有者が適正管理を行わないことが多いため、放置された草木から虫や蛇が発生し、隣接した家に侵入する等の被害が生じるなど、近隣住民の生活環境に影響を及ぼし続けている状況である。

適正管理がなされない場合には、さらに一步踏み込んだ適正管理を促す方策について検討されたい。

◇物価高騰対策プロジェクトチーム

○生活支援・地域経済活性化事務委託の検証について

生活支援・地域経済活性化事務の業務委託契約について、業務が円滑に進むよう事業者に一括して業務委託契約を行ったとの報告があった。

他市における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種関係業務について、受託業者による水増し請求等が問題となった事例を踏まえて、業務委託契約を締結する際は、市が業務内容等のチェックをする体制を整えるなど、不正の発生をけん制することができる契約内容にするよう注意する必要があると思われる。今後、同様の事業における業務委託契約を締結する際は、事業者間の相

互牽制、市のチェック体制を含めた内容となるよう十分な検討を行うよう努められたい。

◇農業委員会事務局

○農地のパトロール体制等について

農業委員会においては、違法転用等の農地がないか定期的にパトロールを行っており、違法転用等の農地を発見した場合は、農業委員と事務局職員で連携して対応を行っているとの報告があった。

しかしながら、市内に農地転用の手続を行っていないような農地が複数存在していることが見受けられるため、パトロールの範囲や体制を見直すなど、適切な管理が行われるよう努められたい。

◇田原支所

○公共空地の活性化について

令和5年の市政運営方針では、平成2年から田原台地域の未利用地のままとなっている公共空地等を有効活用していくこととされており、公共空地等の未利用地の活用を調査する業者が前提条件を整理し、活用の基本構造案の検討、市民の意識調査等を行い、令和6年度には公募型プロポーザル方式による契約によって実施計画の提案をしていく予定との報告があった。

未利用地の有効利用は、不動産価値を向上させ、地域価値の向上に結び付くものであるため、地域住民の思考やニーズ等を踏まえ、未利用地の活用方法を積極的に検討されたい。

○田原地域の事務分掌について

四條畷市事務分掌条例及び四條畷市事務分掌条例施行規則に基づき、北谷公園駐車場は、都市整備部において管理されており、市民から問い合わせがあった際は、主に都市整備部が対応し、田原支所と連携して課題の解決に当たっているとされるが、都市整備部が本庁から現地を確認する等の理由により対応に時間がかかる。

北谷公園等の田原地域一帯で起きた事象に対しては、田原支所が近隣にあることから、田原支所が窓口となり現地調査等の初動対応を行った上で都市整備部へ引継対応を行うなど、迅速かつ効率的に事務が行われるような運用を検討

されたい。